

「～鈴鹿市消防団フェスタ 2027～」出店要項

1 イベント名称

「～鈴鹿市消防団フェスタ 2027～」

2 会場

桜の森公園（鈴鹿市南玉垣町 3500-5）

3 開催日時

令和9年3月7日 10時00分から14時00分まで

※当日7時00分の時点で気象警報等が発表されている又は発表のおそれがある場合は中止とする。

4 主催

鈴鹿市消防団、鈴鹿市消防本部

5 出店対象条件

(1) 飲食物や物品等の販売、ワークショップの実施

(2) 以下のものは販売できません。

ア 危険物品（刃物、モデルガン、エアガン、模造刀、燃料系オイル等）

イ 金券

ウ 違法品（盗品、コピー商品（模造品）、著作権侵害物、ソフトウェアの複製品等）

エ 公序良俗に反する物品や行為（アダルト関連商品等）

オ 薬物（医薬品、医薬部外品等）

カ 契約商品（不動産、金融関係等）

キ 無形財産

ク 生き物（動物、昆虫等）

※金魚、観賞用メダカは可能。

※植物は可能。野外に自生するものを採取してきたものは不可。

ケ タバコ

(3) 販売等の際し、必要な許可を取得していること。

(4) 主催者で、出店者間の品目の調整は行いません。

6 ブースの大きさ

(1) キッチンカーブース 横 6.0m×縦 2.5m (15 m²)

(2) テントでの出店（物品販売・ワークショップ）横 5.0m×縦 2.0m
(10 m²)

7 募集数

(1) キッチンカー：7か所（①～⑦）

(2) テントでの出店：10か所（A～J）

※配置図は別添資料1のとおり

8 販売等に必要な備品等

営業に必要なテントやテーブルなどの備品等は、各自ご用意ください。

営業に際し、公園内の電気設備、排水設備及び水道設備は使用できません。

9 出店料

無料

10 出店に関する注意事項

- (1) 営業に伴う設置物等は、全て決められたブース内をお願いします。
 - (2) 1 申請者につき、2 か所まで出店可能です。
ただし、申込みの状況によって変更する可能性があります。
 - (3) 出店する権利を他人に譲渡又は委託できません。
 - (4) 火気を使用する場合には、消火器等を準備し、適切な防火対策を行ってください。
 - (5) 出店者は、必ずごみ箱を店舗の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して持ち帰り、適切に処理してください。また、店舗及びその周辺を常に清潔に保ち、公園利用者が快適に過ごせるよう努めてください。
 - (6) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保してください。
 - (7) 隣接ブースに迷惑となる過度の音量の発生や音楽、楽器の使用は控えてください。
 - (8) 飲酒又は喫煙をしながらの販売は禁止です。
 - (9) 排水、汁物や油類の廃棄は厳禁です。
 - (10) 会場内で発生した出店物に関する事故に対して、主催者は一切責任を負いません。出店に係る保険などは、必要に応じて各自で加入してください。
 - (11) 公園施設を汚損させないように留意し、汚損させた場合は、出店者の負担において原状回復を行ってください。
 - (12) 出店に起因する事故や苦情は、出店者の責任において解決してください。
- ※P L 保険（生産物賠償責任保険）への加入などをご検討ください。
- (13) 営業中に何らかの損失が生じても市は一切補償しません。
 - (14) 会場の写真を撮影し、市のウェブサイト広報等で使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11 悪天候時の開催について

- (1) 少雨では実施します。

ただし、3月7日（日）7時00分の時点で大雨や台風等気象警報等が発表されている又は発表のおそれがある場合は中止とし、電話にて連絡します。

- (2) 中止により出店者に損失が生じても、市は一切補償しませんので、あらかじめご了承ください。

12 申請要件

- (1) 営業許可証等、出店に必要な許可を有する個人、法人又は任意団体
(2) 移動販売車（キッチンカー）での営業の場合は、出店者が当該車両の所有権を持っている又はリースしている者に限る。
(3) 個人、法人又は任意団体及びその代表者若しくは個人が次に掲げる事項に該当しないこと

ア 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）

イ 破産者であって、復権していないもの

ウ 禁錮以上の刑に処され、その執行が終わっていない者

エ 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

オ 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者

カ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

キ 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者

ク 政治性及び宗教性のある事業者

- ケ 公序良俗に反する者及び各種法令に違反している者
- コ 公園の円滑な運営に支障をきたす者又はそのおそれのある者

13 出店の準備及び後片付け

(1) 準備

開催当日 8 時 00 分から 9 時 30 分まで（車両の乗入れは 9 時 00 分まで）

(2) 片付け

開催当日 14 時 00 分から 15 時 00 分まで（来場者の状況により早まる場合があります。）

(3) 注意事項

ア 途中で退出する場合は、上記時間外は車両の乗入れができません。

イ 車両の乗入れ時には他の公園利用者に十分注意し、最徐行で走行してください。場合によっては、誘導員を配置する等、安全に注意を図ってください。主催者では誘導員を配置しません。

ウ 車両の大きさによっては乗入れできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

エ 混雑が予想されますので、荷下ろし後はできる限り速やかに指定の駐車エリア（後日連絡）へ移動してください。

14 申請書類

(1) 飲食物の販売

ア 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証の写し

イ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（販売品目に応じた営業許可証が必要）※営業許可決定後の提出

ウ 出店車両の車検証の写し及び写真（ナンバープレート番号がわかるもの）※移動販売車の場合のみ

エ リース契約書一式の写し

※移動販売車かつ車両をリースしている場合のみ

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 食品加工品の販売（加工済みのものを売る場合を除く）

ア 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証の写し

イ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（販売品目に応じた営業許可証の写し）

ウ その他市長が必要と認める書類

※パンや焼き菓子等を自分で加工品を販売する時は、菓子製造業の許可書等が必要となりますので、ご注意ください。

(3) その他

ア 販売等に必要な許可書等

イ その他市長が必要と認める書類

15 申請方法

(1) 許可までの流れ

申請フォームから申請してください。

その後、許可書を郵送又はメールにてお送りします。

※許可証は当日職員が確認させていただく可能性があるため、必ず持参してください。

【回答フォーム】

<https://logoform.jp/form/J4bs/1856329>

【二次元コード】



(2) 申込締切日

令和8年12月25日（金）